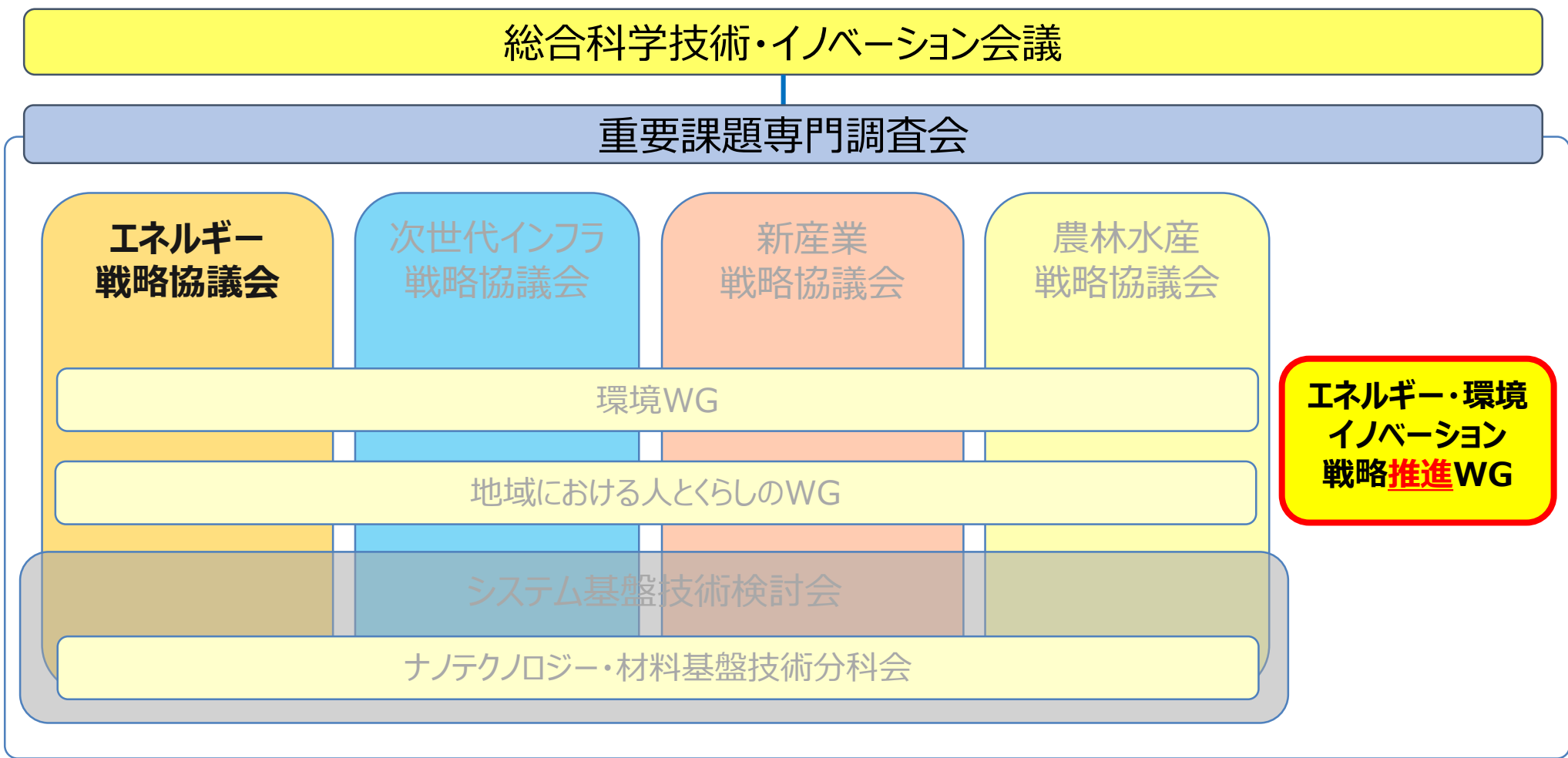


エネルギー・環境イノベーション戦略 推進WGの設置

平成28年12月14日

エネルギー・環境イノベーション推進WG 事務局

エネルギー・環境イノベーション戦略 推進WGの設置



協議会名	議論の対象となる年代	目的
エネルギー・環境イノベーション戦略推進WG	2050年頃	2050年頃のエネルギーシステム、長期の技術ロードマップ等を踏まえ、重点施策含めた戦略の推進などについて議論する。
エネルギー戦略協議会	2020～2030年頃	「エネルギーバリューチェーンの最適化」の実現を目的とし、エネルギーのシステム化に向けた論点などについて議論する。

平成28年度

12月14日 第1回エネルギー・環境イノベーション戦略WG開催

＜主な内容＞

- ・策定後の状況変化及び政府や産業界の取組紹介
- ・研究開発体制の強化に関する自由討議

2～3月頃 第2回エネルギー・環境イノベーション戦略WG開催

＜主な内容＞

- ・第1回の議論を踏まえた今後の展開に関する議論
- ・ロードマップ事務局案の提示

平成29年度以降

前年度のWGにおける議論を、科学技術基本計画や総合戦略に反映させる。

なお、WGは継続的に開催することを念頭に、開催頻度等を今後検討することとする。

(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
科学技術基本計画	▼第5期策定					▼第6期策定
総合戦略20XX		▼2016策定	▼'17	▼'18	▼'19	▼'20

エネルギー・環境イノベーション戦略推進ワーキンググループ運営規則(案)

平成28年12月14日

エネルギー・環境イノベーション戦略推進ワーキンググループ

(ワーキンググループの運営)

第1条 エネルギー・環境イノベーション戦略推進ワーキンググループ(以下「WG」という。)の議事の手続、その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 WGには座長を置く。

2 座長は、WGの事務を掌理する。

3 座長がWGに出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 WGの議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 WGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 WGは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(調査・検討事項)

第5条 WGは、エネルギー・環境分野の革新的技術の開発に向け集中すべき有望分野や構築すべき研究開発体制等についてとりまとめた「エネルギー・環境イノベーション戦略」の推進に関する事項及びそれに附随する事項に関し調査・検討を行う。

2 WGが、前項の調査・検討事項の議決内容について他の戦略協議会・WG等と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、WGの座長は他の戦略協議会・WG等の座長に議決する内容について連絡する。

(公開)

第6条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、WGにおける議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。

(了)